

## 令和元年度 第11回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和2年2月20日(木) 午後1時30分～午後2時45分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主事 高森 菜奈末

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約解約の通知報告のこと

## 令和元年度 第11回播磨町農業委員会

日時：令和2年2月20日

開会 午後1時30分

○議長 皆さん、こんにちは。ただ今から、2月の農業委員会を進行させていただきます。よろしく願いをいたします。今日は、全員出席ということでございますので、この会議は成立いたしております。

次に、議事録署名委員でございますが、7番委員の浅原委員さん、8番委員の梅谷委員さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

早速ですが、議案第28号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の方、説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございます。それでは、1番現地調査していただいた佐伯委員さん、報告をお願いいたします。

○佐伯委員 地図は次の4ページ、写真が1枚目の一番上になります。場所ですけれども、■■■■の■■■■の交差点と■■■■交差点のちょうど間になります。■■■■の■■■■のちょうど東ですね。それで、■■■■とほぼ平行して、両側に歩道のついた広い道路があるのですが、その道路に面しています。周囲はもう全部宅地化されていて、隣接農地はございません。特に問題はないかと思えます。

○議長 ありがとうございます。委員の皆さん方、御意見、御質問はございませんか。

佐伯さん、白地の■■■■というのは。

○佐伯委員 ■■■■に■■■■の届出が出ています。今回出ているのは■■■■

■ですね。

○議長

ございませんか。なければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。続きまして、2番でございますが、私の方から説明をさせていただきます。

地図は5ページ、ちょうど■の■が真北側にあるのですが、これの南側の土地でございます。今回、この自宅を撤去して新築をされようとしておりまして、今回問題になる物件は納屋でございます。自宅の部分については農地の転用届が終わっていたようですが、この納屋の部分については農地の転用届が終わっていません。ちょうど写真は1ページの真ん中、これは北側から撮った部分でございます、この左の建物は納屋でございます。何も問題ないかと思えます。以上です。

○議長

御質問ございませんか。ないようでしたら、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。

続きまして、3番現地調査していただいた、三宅委員さんお願いをいたします。

○三宅委員

地図は6ページ、■の真っすぐ線路を挟んだ北側です。写真は、1ページの一番下ですね。この赤で囲んだ部分の一番奥に屋根が見えますが、■の家ですね。地図で言いますと、斜線の部分です。これはもう古い家で何十年も経っているようなところですね。その前の斜線部分のものが写真でいう、畑の部分ですね。ちょっと今、草が生えておりますけれども、それがそうです。周囲は三方、道で囲んだままですので田んぼはございません。今回その■の斜線の部分、この3つの納屋がありますけれども、それを全部潰して住宅にするということです。以上です。

- 議長 ありがとうございます。三宅さん、この写真の左側のこの建物は  
[REDACTED]の自宅ですか。
- 三宅委員 はい。そうですね。
- 議長 [REDACTED]と[REDACTED]はどのような関係ですか。
- 三宅委員 [REDACTED]です。[REDACTED]はもう亡くなっておられます。3年か、4、5  
年前だったと思います。
- 議長 もう周りは、何もないね。
- 三宅委員 三方南側、それと両サイドも道です。裏も家が建っていますし、周  
辺に田んぼはないです。
- 議長 ありがとうございます。委員の皆様方、御質問等ございませんか。  
それでは、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理する  
ことに決定をいたしたいと思います。続きまして、議案第29号  
「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」、を議題と  
いたします。事務局説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、1番を調査していただ  
いた藤谷委員さん、お願いをいたします。
- 藤谷委員 はい、説明いたします。地図は9ページを見てください。写真の方  
は、2ページの一番上となっております。入り口部分は、[REDACTED]って  
赤字で書いているところです。手前も同じ業者が全部買収している  
のですが、今回はこの駐車場だけ説明させていただきます。斜線の  
部分は、田んぼは長くなって、2つに分かれています。それでこの  
奥が[REDACTED]の土地です。今回は駐車場の部分だけが申請されてい  
ます。これは、駐車場といっても[REDACTED]の方からは入れません。全  
部フェンスで囲っていますから、裏にまわって入るといふかたちで

す。[ ]からそういう説明を受けました。

○議長 はい、ありがとうございました。委員の皆さん方は、御質問どうですか。藤谷さん、今説明があつた斜線の部分がありますね、これの右隣の長細いところも[ ]ですか。

○藤谷委員 [ ]ですね。ここの長細い一本が二分筆していますね。

○議長 これ、右側のその白地の部分も住宅用地になるわけですか。

○藤谷委員 はい。全部なります。4月1日にはもう着工しますという看板があがっています。

○議長 家はどのくらい建つのでしょうか。

○藤谷委員 27軒です。6区画の27軒ですね。

○議長 委員の皆様方、御質問等ございませんか。ないようでしたら、市街化区域の農地ということで、転用届を受理することにしたいと思えます。続きまして、2番を調査していただいた佐伯委員さん、説明をお願いいたします。

○佐伯委員 地図は10ページ、写真は2枚目の中段と一番下と2枚あります。場所ですけれど、[ ]の大きい広い道と[ ]の道路との間になります。[ ]のちょうど東方向になるのですけれど、この2筆が転用されますと周りに農地がなくなって、2方が宅地で2方が道路というようなかたちです。開発がかかっていますし、もう近隣の農地はございませんし、影響はないかと思えます。

○議長 ありがとうございます。委員の皆様方、御質問等ございませんか。佐伯さん、[ ]の上の白地は何ですか。これが[ ]かなと思うのですけれどね。この[ ]を入れた面積が現地の看板によると、[ ]となっていましたので、[ ]が[ ]ちょっとくらいあるのかなと思うのですけれどね。

- 議長                   この[ ]はもう既に転用済みということかなのですか。
- 佐伯委員               いや、これは農地ではない地目ってあるじゃないですか。原野とか雑地とかいろいろと、そのような地目だと思います。現況は耕されて農地でした。特に別に仕切りがあったわけじゃないのですが、通路に協会のプレートが入っていました。
- 議長                   持ち主が違うのでしょうか。
- 佐伯委員               いえいえ、一緒だと思いますよ。開発の中に入っていましたから。だから、地目が農地ではないだけだと思います。
- 議長                   他にございませんか。ないようでしたら、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにしたいと思います。次に、3番福壽さんお願いします。
- 福壽委員               地図につきましては、11ページ、写真は3ページの3枚です。場所は先ほど藤谷委員の方から説明のあった[ ]の土地の区画になります。真ん中の矢印のところから、3方に向かって写真を撮っています。一応ここはパイプラインが入っておりまして、下から上に排水するようなかたちになっています。周りは農地がありませんので、特に近隣への影響はないと思います。以上です。御審議お願いします。
- 議長                   これは、進入路はどこからですか。県道ですか。
- 福壽委員               この地図から行きますと、左手に[ ]の家があるのですけれども、ちょうど下ですね。下が進入路になっています。
- 議長                   これは[ ]から入ってくるのですか。
- 福壽委員               ここに家が建っていますので、進入路というかたちにはなっているのですが、ちょうど写真撮った場所、これに道がついていますでしょう。ここからも入れるようなかたちです。

- 議長 からも入れるということですね。
- 福壽委員 そうです。 から入れますね。 の信号のところの道からも入れますね。
- 議長 今ここ が作っていますよね。
- 福壽委員 そうです。後でまた出てきます。
- 佐伯委員 この とは関係ないのですか。
- 福壽委員 そうですね。 とは全然関係ないですね。
- 佐伯委員 そうですか。
- 議長 、大きいですね。先ほど、藤谷委員さんの説明と合わせてここら辺一帯ですね。
- 藤谷委員 業者が違いますけれどね。
- 議長 委員の皆様方、御質問ございませんか。ないようでしたら、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。次に報告第9号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約解約の通知の報告のことを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 はい、ありがとうございます。説明がございました。委員の皆様方、何か御質問ございませんか。
- 委員の皆様方、御意見、御質問がなければ、報告第9号は以上をもちまして報告とさせていただきたいと思えます。
- 以上をもちまして、議事に関しましてはこれで全て終了いたしました。これにて、第11回目の農業委員会は閉会とさせていただきたいと思えます。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和2年2月20日

議 長 澤田 秀隆

議事録署名人 浅原 清治郎

議事録署名人 梅谷 良治